

台湾における日本統治期建造物の文化遺産化

— 表象されない記憶の行方をめぐって —

日時 2017年6月23日（金）13：00～14：30

場所 千里山キャンパス 尚文館 1階 マルチメディアAV大教室

講師 村島 健司（委嘱研究員）

世界中で文化遺産への関心が高まっている昨今、台湾もその例にもれず多くの歴史的建造物や遺蹟などが文化遺産として政府の認定を受け、保存の対象となっている。

台湾における文化遺産の大きな特徴として、その多くが過去に台湾を統治した外来政権の手によって建設されたものであることを挙げるができる。それぞれの時代に建設されたモノは、政権の交代に伴いその担い手の交代が行われる。異なる担い手、また時として異なる意味付けにより管理・運営されてきたモノが、今日の政府による認定を受けることで文化遺産となる時、そこに表象される記憶とは、どの担い手による、どのような記憶となるのだろうか。

本講座では以上のような問題を、台湾東部花蓮県吉安郷にある慶修院という文化遺産を事例に考察していきたい。現在約7万人の人口を擁する吉安郷は、日本統治期台湾において、当地に居住する先住民族を武力制圧した後、官営移民吉野村として開拓が進められた移民村であり、慶修院とは1917年吉野村に開設された真言宗高野山派吉野布教所がその起源である。その後、吉野布教所として終戦を迎えたこの寺院は、戦後は名称を現在の慶修院へと改められ、さらに1997年には三級古蹟として、政府による文化遺産認定を受けるに至る。

日本統治期台湾の吉野村において建設され、日本人によって担われてきた吉野布教所は、担い手である日本人が去った戦後、慶修院と改名され台湾人の手によって運営されてきた。そして、それが今日の台湾政府によって文化遺産として認定される際、そこにはいかなる記憶が表象されるのか。また、いかなる記憶が表象されないのか。

当日は、台湾における文化財保存の現状を整理し、慶修院が文化遺産へと認定される過程を概観した後、文化遺産化された慶修院に表象される記憶、そして表象されない記憶の行方について明らかにする。そして、そこから戦後の台湾社会におけるエスニシティの問題について、議論を進めていきたい。

* * *

●聴講無料 予約は不要です。多数のご来場を歓迎します。
手話通訳が必要な場合は、6月8日（木）までに人権問題研究室へご連絡ください。

第91回 10月20日（金）13：00～14：30 「障がい者スポーツの現状と今後の取り組み」（仮題）

第92回 11月24日（金）13：00～14：30 「スポーツとジェンダー・LGBT」（仮題）

会場は、尚文館 1階 マルチメディアAV大教室



主催 関西大学人権問題研究室

〒564-8680 吹田市山手町3-3-35 阪急千里線「関大前」駅下車

Tel 06-6368-1182 Fax 06-6368-0081

ホームページ <http://www.kansai-u.ac.jp/hrs>